

## 7月19日の豪雨に対する大学の対応について

### 【ご意見・ご要望】

別添参照。

【回答】(回答日:2022年7月27日)

(回答部署:教育推進・学生支援部教務企画課)

ご意見、ありがとうございます。

今回の大雨に関連して、京都市左京区の複数の学区に対して土砂災害警戒情報が発出され、本学に関係する学区としては吉田学区に発出されました。

京都市のハザードマップでは、吉田キャンパスは構内全域について土砂災害区域外とされています。

以上のことから、大学としては、河川の氾濫や土砂災害に関する状況の推移を見守りつつ、対応を検討し、大学構内の建物内にいる方が安全であると判断しました。

授業を休止する場合には「京都大学における災害等に伴う休講等の措置等に関する取扱要項(平成31年3月12日総長裁定制定)」(以下、「要項」とする)に基づいて、措置することとなります。

本学構内とは関係なく、居住地などに気象警報等が発出された場合や、居住地及び通学経路における災害等が発生した場合の対応については、「要項」の第7条に記載のとおりです。

気候変動のため、昨今はいままでになかった気象状況となることも多く、状況を注視しながら警戒したいと思います。

【No.1】(投稿日:2022年7月19日)

休講基準について、①特別警報又は暴風警報②交通機関の運休③震度6弱以上の地震④その他安全確保の必要がある時が基準とされていますが、土砂災害警戒情報が出ている際にも、(④の総合考慮によることなく)休講にするべきなのではないでしょうか。

というのも、気象庁の定める警戒レベルでいえば、特別警報はレベル5、警報はレベル3となっているところ、土砂災害警戒情報発令時はレベル4に当たるとされているからです。

また、避難指示が各構内に出ている際にも類型的判断で休講にすべきだと言えます。

学生の命を、安全を守る気があるなら、賢明な判断をお願いしたいところです。

【No.2】(投稿日:2022年7月20日)

昨日8月19日、土砂災害警戒情報が発されているにも関わらず授業が敢行されました。京都大学は休講基準の一つとして暴風警報が発令されていることを掲げていますが、気象庁によりますと警報はレベル3に土砂災害警戒情報はレベル4に該当します。休講基準よりも重大な危機が迫っていたのになぜ講義を実施したのか、理由をお聞かせ願えると幸いです。

身の危険を感じたのなら自主休講すればよいとお考えになるかもしれませんが、一部の授業ではオンライン形態で講義が行われていないため、昨日のような状況で授業を実施されますと、身の危険か学業の遅れかどちらか一方を選ばねばならない学生も出てきてしまいます。

お忙しいところ恐れ入りますが、上記の件ご検討くださると幸いです。

【No.3】(投稿日:2022年7月20日)

ご存じの通り7月19日は前日夜から続いた記録的大雨の影響により、京都市内各所で避難指示が出され、京都大学の各キャンパスでも浸水などの被害がありました。またキャンパス以外でもJRを始めとした交通機関が長時間ストップしたり、周辺道路の封鎖や下宿の浸水によって帰宅が困難になる者も多くいたと認識しています。にもかかわらず、大学側は休講や自宅待機、キャンパス内での避難指示など学生の安全を守るために必要な措置をとりませんでした。この点について、以下2つの質問をさせていただこうと思います。

①休講や自宅待機などの措置をとらなかったことの理由と妥当性

構内が浸水している状態は、キャンパスにおいて通常通りの学業活動を行う上での安全性が確保されているとは言い難い状態であると言えます。また前日から大雨が予報されていたため、全く想定外の出来事であるとは言えないと思います。これらを踏まえ、大学の設備が被害を受けていながら休講や自宅待機、あるいは授業を中止したうえでの垂直避難などの指示を出さなかったという判断の理由及び間違いがなかったかの反省をお聞きしたいです。

②意思決定のプロセスと今後の改善について

対応が明記されているケース以外で今回のような災害及びその他学業に支障をきたす状況が発生した場合、京都大学では誰がどのようなプロセスを経て学生への指示を判断しているのかを教えてください。また今回、学生を危険にさらしたことを反省し、それらのプロセスに問題がなかったかどうか、あった場合はどのように改善をしていくかを双方具体的にお答えください。